

【就学支援金を受給していない方】

授業料無償化のためには
全員手続きが必要です

令和7年度就学支援金及び臨時支援金のお知らせ

◆令和7年7月以降分の手続きについて

○別添「e-shienオンライン申請手引き」に従い、オンラインにより申請してください。

※申請には入学式の日配付したログインID・PWが必要です。紛失等によりわからない方は事務室にお申し出ください。

◆オンライン申請の方法は？＜提出期限：令和7年7月14日（月）＞

e-Shienオンライン申請手引き「新規申請編」に従いオンラインでの入力をお願いします。

申請には入学式の日配付したログインID・PWが必要です。紛失等の場合は、事務室にご連絡ください。

⚠️ 就学支援金と臨時支援金の両方とも申請を行ってください。

⚠️ 臨時支援金の受給を希望される場合は、必ず就学支援金を「意向あり」として登録する必要があります（臨時支援金のみ申請することはできません）。

⚠️ 期限までに手続きされなかった場合、授業料を納入していただくことになります。

⚠️ 今回手続きにより認定された場合、令和7年4月に遡って支援金が支給されます。

（参考）

・就学支援金とは？

◇申請することで受給することができます。学校が国から就学支援金を代理受領し、授業料に充てるため、授業料を納める必要がなくなります（就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

◇対象となる世帯は？

○「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額※」の両親分合計が304,200円未満の世帯（※名古屋市は、市町村民税の「調整控除の額」に3/4を乗ずる）

○生活保護を受給している世帯の方

・臨時支援金とは？

◇就学支援金と同時に申請することで、就学支援金の認定を受けられなかった場合に受給することができます。就学支援金と同様に、学校が国から臨時支援金を代理受領します。

問合せ先 愛知県立豊野高等学校 事務室 電話0565-28-8800
8:30~17:00（土日祝日を除く）